

○まじま委員長 開会いたします。

今日は、全員の出席でありますので、これより会議に入りたいと思います。

議題に入る前に、5月28日に開催された正副委員長会議での確認事項をお手元に配付させていただいております。委員会の統一的な運営を図るための確認事項でありますので、御一読の上、御承知おきいただきたいというふうに思います。

それでは、1番、請願・陳情議案の審査について、陳情第11号、自転車にやさしいまちづくりについてを議題といたします。本委員会に付託されている議案については、配付してある文書表のとおりであるので、御確認をお願いしたいと思います。

この点について、御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 この件については、後期の委員としては初めて取り扱いますので、本日のところは確認にとどめておきたいと思います。

それでは2点目、令和3年第2回定例会提出議案について、議案第17号、旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭川市下水道事業受益者負担に関する条例及び旭川市下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、報告第6号、専決処分の報告について(損害賠償の額を定めること)、以上について、理事者から説明をお願いしたいと思います。

○菅野上下水道部長 令和3年第2回定例会提出議案のうち、水道局に関わります議案について御説明を申し上げます。

初めに、議案第17号の旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、旭川市公共下水道事業計画の変更による計画処理人口と晴天日最大処理能力の変更に伴いまして、条例中の関係規定を整備しようとするものでございます。

次に、議案第18号の旭川市下水道事業受益者負担に関する条例及び旭川市下水道事業受益者分担金に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、本市の押印の見直し実施に伴いまして、受益者に提出を求めている申告書における署名を廃止するため、規定の整備をしようとするものでございます。施行日につきましては、いずれも公布の日としてございます。

以上、よろしく願いいたします。

○中野建築部長 令和3年第2回定例会提出議案のうち、建築部に関わるものについて説明いたします。

報告第6号、専決処分の報告についてであります。本件は、令和3年2月27日に、春光台4条4丁目の市営住宅春光台団地敷地内において、市営住宅のバルコニーの排水管から落下した氷により、当該敷地内に駐車していた2台の車両を破損した事故であり、そのうち1台について、損害賠償の額を26万9千742円と定め、本年5月21日に専決処分したものであります。

なお、他の1台の専決処分については、さきの第3回臨時会において報告したところであります。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

建築部に関わるものについては以上でございます。

○まじま委員長 ここで、各委員の皆さんから御発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 それでは、ここまでの説明に関わって出席していただいている理事者につきましては、退席していただいて結構です。

続いて、報告事項に移ります。まず、令和3年第2回定例会提出議案に関わる事項について、理事者から報告をお願いいたします。

○幾原土木部雪対策担当部長 第2回定例会に議案として提出させていただきます議案第19号及び議案第20号、財産の取得につきましては、総務部所管の案件でございますが、土木部に関わりがございますので、順次御説明申し上げます。

議案第19号及び議案第20号につきましては、市道の除排雪作業に充てるため、除雪グレーダ3台を8千976万円で日本キャタピラー合同会社旭川営業所から、除雪トラック1台を4千64万5千円で北海道市町村備荒資金組合からそれぞれ購入しようとするものでございます。除雪車両につきましては、これまでも計画的に購入してきたものであり、本年度は、除雪グレーダ3台及び除雪トラック1台を増車しようとするものでございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○太田土木部長 第2回定例会に議案として提出をさせていただきます報告第2号、令和2年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、土木部所管分につきまして御報告をさせていただきます。

本件は、令和3年第1回定例会におきまして、繰越明許の議決をいただきました事業でございます。報告第2号の別紙、令和2年度旭川市一般会計繰越明許費繰越計算書の裏面のほうにお示ししてございますけれども、8款土木費、5項都市計画費の都市計画道路整備受託費及び運動公園整備費の2事業を合わせまして、2億9千335万9千円を令和3年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○菅野上下水道部長 令和3年第2回定例会提出議案のうち、水道局に関わります報告事項について御説明を申し上げます。

初めに、浄水施設工事の予算繰越しについてでございますが、報告第3号に関わるものでありまして、内容は、国の補正予算で実施する忠別川浄水場の非常用自家発電設備の設置に当たりまして、補正予算の議決時期の関係から工期が翌年度となりますことから、別紙の予算繰越計算書のとおり5億2千30万円の予算の繰越しを行ったものでございます。

次に、下水管布設工事等の予算繰越しについてでございますが、これは、報告第4号に関わるものでございまして、内容は、国の補正予算等に伴い実施する下水管布設工事、処理場施設工事等で、主に補正予算の議決時期などの関係から工期が翌年度となりますことから、別紙の予算繰越計算書のとおり合計で30億2千392万4千274円の予算の繰越しを行ったものでございます。

いずれも、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○木村市立旭川病院事務局長 令和3年第2回定例会提出議案のうち、市立旭川病院に関わります

報告議案につきまして、御説明申し上げます。

報告第5号、令和2年度旭川市病院事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した感染症病棟改修工事の実施に当たり、補正予算の議決時期の関係から工期が翌年度となりましたことから、別紙の予算繰越計算書のとおり2億2千380万5千円の予算の繰越しを行ったことにつきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告申し上げるものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○まじま委員長 以上の報告について、委員の皆さんから御発言ありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 それでは、ここまでの報告に関わって出席していただいている理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項についてを議題といたします。最初に、雪堆積場の設置について、旭川市雪対策計画の中間見直しについて、理事者から報告をお願いします。

○幾原土木部雪対策担当部長 初めに、日本製紙株式会社旭川工場敷地内での雪堆積場の設置について、御報告申し上げます。配付資料を御覧いただきたいと思います。

令和3年4月8日に開催された建設公営企業常任委員会におきまして、雪堆積場の本格運用に向けた試行運用の実施後、地域住民との話し合いを経て、市として本格運用の実施を意思決定し、日本製紙と最終的な協議を行いながら令和3年12月からの供用開始を目指すことにつきまして、御報告申し上げたところでございます。その際、今後の予定として、雪堆積場の開設には測量や伐採、整地作業等が必要となりますことから、余裕を持ったスケジュールで供用を開始するため、令和3年第2回定例会にて本格運用に関わる補正予算案を提出する予定と説明しておりましたが、本格運用に伴う初期費用や継続費用など、必要となる費用について、協議に時間を要しまして、現段階では補正予算案を提出するまでの協議が調っていないため、第2回定例会にて補正予算案を提出することを見送ることといたしました。

日本製紙との合意につきましては、現在のところ、流動的な部分もございりますが、引き続き、本格運用の合意に向けた協議を進め、令和3年第3回定例会での補正予算案の提出と、令和3年12月からの供用開始を目指してまいります。

次に、旭川市雪対策基本計画の中間見直しについて、御報告申し上げます。

平成27年4月に策定した旭川市雪対策基本計画は、策定から5年が経過し、社会経済情勢や気候変動の影響もあり、雪対策を取り巻く環境が大きく変化してきているほか、地域住民による除雪弱者対策や地域除雪体制の地区統合など、除排雪体制の強化に向けた試行的取組も進めておりますことから、基本計画に反映することが必要と考え、中間見直しを行うこととしたところでございます。見直しに当たりましては、令和4年度の予算編成や対応可能なものは今シーズンの取組にもつなげていくため、本年12月の改定を目指し、除雪連絡協議会を通じた市民アンケートや除雪企業アンケートなど、それぞれからいただいた御意見などを踏まえながら、旭川市雪対策審議会におきまして、これまで3回審議を行ってまいったところでございます。

昨年12月16日の令和2年度第1回審議会におきましては、雪対策の現状と課題について、認識を共有するため、現計画の評価、検証や、アクションプログラムの見直しについての説明と、委

員アンケートを実施いたしまして、本年2月1日の第2回審議会におきましては、委員アンケートを取りまとめた内容について意見交換を行ったところであります。また、前回、4月26日の令和3年度第1回審議会におきましては、昨年度のアクションプログラム実施状況報告のほか、基本計画の主な取組のうち、現時点において重点的に検討すべき課題につきまして、今後の方向性を御審議いただいたところでございます。

配付させていただいた資料につきましては、今後の方向性を取りまとめたものでございますが、3点ほど取り上げさせていただきますと、主な取組の課題（1）の除雪企業の体力低下への対応につきましては、地区統合により企業体内の相互補完体制を強化し、安定した除排雪体制の確保に向け新規参入企業の促進を図るなど、さらなる体制の強化が必要でありますことから、令和2年度の3地区統合の効果や課題を踏まえまして、地区統合を拡大するのか、あるいは現状の9地区を継続するのかなど御審議いただいたところ、地区統合の拡大に向けて検討していくといった方向性が示されたところでございます。今後は、除排雪業者ネットワーク協議会との意見交換や、除雪連絡協議会での市民意見を踏まえながら、速やかに検討を進めてまいります。

次に、主な取組の課題（3）のザクザク路面発生の頻度が増加していることへの対応につきましては、圧雪管理をやめたり、薄くしてしまいますと、これまでより雪山が高くなり、道路幅員の減少や交差点の見通しがさらに悪くなることが想定されまして、排雪回数の増加によるコスト増のほか、市民生活にも影響を及ぼす可能性がありますことから、路面管理手法につきましては、現状の30センチの圧雪管理を継続するのか、あるいはざくざく路面の解消を優先し、見直しを検討していくのか御審議いただいたところ、効率性、経済性なども含めまして、路面管理手法を検討していくといった方向性が示されたところでございます。今後は、作業手法の検討を進め、今シーズン中にモデル地区を設定し、検証する予定でございます。

最後に、主な取組の課題（9）の悪質な除雪マナー違反者への対応につきましては、パトロールや啓発活動には限界がありますことや、雪出しに関する事項を条例化している自治体もございしますが、もともと道路法や道路交通法に定めがあることも踏まえまして、既存の取組の強化や新たな取組の導入、さらには条例化の必要性について御審議いただいたところ、道路への雪出しが違法行為に当たることが広く市民に認識されていない状況もありますことから、パトロール等の強化を検討していくとともに、条例化についても、懸案事項として引き続き検討していくといった方向性が示されたところでございます。

令和3年度第2回審議会につきましては、新型コロナウイルス感染症に関わる緊急事態措置を踏まえまして、書面会議としているところでございまして、御審議していただいた主な取組の課題に関連する計画の本文の改定素案や中間見直し後の計画期間についても、現在御意見を伺っているところでございます。

今後につきましては、本年8月の令和3年度第3回審議会におきまして、本市の関係部局で構成します雪対策推進庁内連絡会議の修正意見を踏まえた計画全文の改定素案について御審議いただき、修正した改定素案のパブリックコメントや除雪連絡協議会での意見を踏まえまして、11月の令和3年度第4回審議会において改定案を確定し、12月に改定する予定となっております。

以上、雪対策基本計画の中間見直しについて御報告申し上げます。よろしくお願いたします。

〇まじま委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ありますか。

○**上村委員** 改めて、私どもの任期の後半ということになりましたけれども、切替えのタイミングになりました。また引き続き、よろしくお願いいたします。

ただいま報告事項として述べられました雪堆積場の設置及び雪対策基本計画の中間見直しについて、この点をまとめて伺いたいというふうに思います。初めの雪堆積場については、今の御報告で、必要となる費用について、補正予算案を提出するまでの協議が調っていないということで、提出を見送ったというくだけりが報告されました。去年の暮れにもこの交渉が非常に難航した時期があったかと思いますが、非常に気になっている部分ではありますので、この協議がまとまるのかということを中心に聞きたいと思うんです。

まず初めに、必要となる費用、これが何ぞやということをお聞きしたいと思います。

○**時田土木部雪対策課長** 雪堆積場の本格運用に伴い、必要となる費用のうち、土地の使用料や既存施設の移設等の補償に要する費用について、日本製紙と協議を進めております。

○**上村委員** 土地の使用料、それから既存施設の移設等の補償費用云々ということでありました。これは試行運用を始めたときに、一度、契約を交わしているんですよね。借地料ということで、既に一度契約を結んでいるわけです。今回、本格運用に当たって改めてということで、また立ち止まっているということなんだろうと思うんですけれども、ちょっとそのあたりの状況というのを改めてお聞きしたいと思います。

土地使用料を約115万円で契約しているというのが、去年の年末からの経過だったと思います。こうした金額がある程度合意されているのかどうかということなんですけれども、名目なり期間が違うので、それぞれ契約の対象も異なるのかもしれないけれども、このあたりの目安で、ある程度契約の金額として算出されているという受け止めであるのかどうか、市としての見解を伺いたいと思います。

○**時田土木部雪対策課長** 試行運用の際の土地の使用料につきましては、試行運用に関わる合意に基づき、契約を締結した費用であります。それを踏まえながら本格運用の協議を行っているところでございます。

○**上村委員** 通常であれば、試行運用を踏まえて本格運用に行くときというのは、一度試行もしていますので、ある程度そのときの経過を踏まえながら、次のステップということになるんだろうというふうに、私は受け止めていたわけですが、今回、協議がまとまらずに、一度先送りということの判断がなされました。なので、やはり気になってしまうというか、心配してしまうのは、そもそも合意できているんですかということ、相手方と。そして、今回、第2回定例会から第3回定例会に見送られるということがありましたけれども、じゃ、第3回定例会への提出は間に合うという担保はあるのかどうかということ。そして一番大事なのは、今シーズン、この雪堆積場の供用が間に合うのかどうか。その点について伺いたいと思います。

○**時田土木部雪対策課長** 雪堆積場の設置に関わる日本製紙との合意につきましては、昨年12月に、本格運用に向けた試行運用について一定の合意を得た後、試行運用に関わる覚書や契約を締結し、試行運用を実施いたしました。本格運用の合意に関しましては、試行運用での地域住民の合意を得て、旭川市が雪堆積場としての使用を意思決定した後、改めて日本製紙と協議を行い、本格運用の最終合意を得て契約を締結し、令和3年12月からの供用開始を目指す考えで進めていたところであります。補正予算の提案時期につきましては、第3回定例会としており、日本製紙との合

意に流動的な部分もありますが、今シーズンの供用に間に合うよう引き続き協議を進めてまいります。

○上村委員 相手方との合意に流動的な部分があるというふうに明確におっしゃっているわけで、この辺を含めて、その経過ということに対して心配もしているわけです。いずれにしても、今シーズンからの供用という言葉がありましたけれども、相手方がある上に、一定程度、スケジュール的な進行の経過ということが必要になってくるかと思しますので、実際にそれが間に合うのかどうかということについても、じゃ、いつぐらいまでに契約しなきゃならないのか、あるいはその準備が整っていないとならないのかというところの一定程度の期限があると思うんですけども、そこがどこなのか、いつなのかということを押さえておきたいと思います。

また、こうした交渉事、大手企業とのデリケートな交渉にもなってくるというのは、この間の経過でも明らかであったのですが、ぜひ市としても、市長や副市長など、一定程度、こうした交渉あるいは協議というものを行政として大がかりに調べていくという取組も必要なのではないかと。場合によっては、そうした必要性に迫られるのではないかと私は思っ見てきましたけれども、これらが間に合うのか、市としてはどう取り組んでいくのか、その取組の考えを改めて伺いたしたいと思います。

○幾原土木部雪対策担当部長 本格運用の合意の期限につきましては、雪堆積場の開設に必要な調査や整地作業の実施を考えますと、8月上旬までには協議を調べ、第3回定例会で補正予算を提案し、10月頃までに契約を締結する必要があると考えております。

雪堆積場の確保につきましては、担い手や排雪ダンプの不足など、除排雪事業を取り巻く状況が厳しさを増す中、特に、市街地近郊の雪堆積場の確保は、経費縮減や排雪作業の効率性を高める上で重要なものとなっております。そのためにも、日本製紙旭川工場の敷地の活用は、ぜひとも実現させたい重要な案件であります。同時に、運用に伴い必要となる費用につきましては、旭川市として適切であるかどうか、慎重に判断する必要がある、日本製紙との協議に時間を要しているところでございます。今後も日本製紙との合意に向けまして、継続的に協議を進めてまいります。効率的な除排雪体制を推進するための大変重要な案件でありますし、委員御指摘の様々な場面も想定されますことから、状況によっては必要な対応であると認識しております。いずれにしましても、しっかりと日本製紙の理解が得られるよう対応してまいりたいと考えているところであります。

○上村委員 粘り強い交渉と、そしてその成果が得られるように御尽力いただきたいなど、そのことを改めて期待を申し上げたいと思います。

今、8月上旬までには協議を調べというような答弁もありましたので、これから大事な一つのめどが立てられていく重要なタイミングに入っていくんだらうなというふうに、今の答弁を聞いて改めて思ったところです。私どもの会派の福居委員も、こちらの堆積場についてはいろいろとその取組を求める質疑をこれまでされていましたが、大事なタイミングになってきた、試行運用もできた、そして本格運用へというタイミングになってきているところでありますので、ぜひ、しっかりとフィニッシュを決められるような交渉を今後、継続していただきたいということを再度、指摘しておきたいと思っております。

それでは、雪堆積場については、以上申し述べて終わりにしたいと思うのですが、続けて、同じく除排雪に関わりまして、雪対策基本計画の中間見直しについてお尋ねしたいと思います。こちら

については、今、雪堆積場についての話はさせていただきましたので、今後、旭川市の雪対策の除排雪体制をどう再構築していくのか、整備していくのかというところで、中間見直しがどのように生かされるのかという点で幾つかお尋ねしたいと思います。

説明にも今、あったかと思えますけれども、統合地区の拡大がこれまで進められてきました。今後もその方向で行くんだという説明が先ほどあったところです。この統合地区の拡大は、今シーズンにはもう着手されるだろうという想定で動かれているのでしょうか。この間、ぜひこの取組は展開、展望していくんだというお話もありましたけれども、ではどのような方向性を描いているのかということも併せてお聞きしたいと思います。

○時田土木部雪対策課長 統合地区の拡大につきましては、雪対策審議会で方向性が示されたところであり、除排雪業者ネットワーク協議会との意見交換や、今後開催を予定しております除雪連絡協議会での市民意見を伺いながら、総合地区の拡大を進めていくこととなりますが、担い手不足など、除排雪体制を取り巻く環境が厳しさを増す中、安定した除排雪体制の確保は喫緊の課題であると考えておりますので、速やかに検討を進めてまいりたいと考えております。

○上村委員 この地区統合という考え方については、一定程度、方向性としては持っていらっしゃるということが改めて確認できました。実際に地区統合については、昨シーズン、モデル的な取組が行われました。一定程度、取組の成果があったというような答弁をこれまでも皆さんとしては述べられてきましたけれども、いわゆる3地区を1地区にまとめるということで、それに伴って、それまでそれぞれに3つの除雪センターがあったものが、場合によっては1つのセンターとして集約されるような運用も、時間の中では展開していくと。そういったあたりで、業務の平準化あるいは効率化を進めていこうという取組が行われたわけです。ですので、まさにこの取組については、苦情窓口の一元化と、私は同時進行で進めていくことにもなるのかなというふうに感じておりました。いわゆる苦情窓口も9地区それぞれが受けていくというような状況から、なるべくそうした内容を集約して、効率的に、効果的に対応できるようにしていこうということをおっしゃってきたわけです。こうしたものと地区統合というのがまさにクロスして、その取組が進められていくという絵も見えないわけでもありません。このあたり、どのように関連づけて進めていくお考えなのかということを確認しておきたいと思います。

○時田土木部雪対策課長 苦情窓口の一元化につきましては、雪対策審議会において、地域特有の案件に柔軟に対応できるか課題はあるものの、除雪センターの負担を軽減し、除排雪作業に専念するため、また、要望処理対応の正確性を向上するため、苦情窓口の一元化も含めた検討をしていくとの方向性が示されております。一方、地区統合につきましては、除雪センターの運営体制として、センター機能の集約と充実を図るため、24時間体制の主センターと日中開設のみの支所センターに体制を変更し、その運営について検証していくこととしております。

除排雪事業の担い手不足が進む中、効率的な人員配置で効果的な除雪センターの運営体制を検討する上で、苦情窓口の一元化は重要なものと考えておりますが、地域の実情に応じた対応を行うための電話オペレーターの養成に一定の時間を要することや、正確性を向上させるための対応状況の記録について、市民理解を得る必要があることなど、課題もあると考えており、今後も、除雪連絡協議会などの場において、丁寧に説明を行いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○上村委員 毎年の冬の大きな懸案でもあり、皆さんの業務にも大きな影響が出る苦情相談窓口と

ということになりますので、ぜひ、この扱いについては工夫を施していただき、少しでもスムーズな除排雪が可能になるように、様々な観点で取組の精度を上げていただきたいというふうに思っています。

もう一つ、除雪車両運行システム、いわゆるGPSシステムの運用について、新年度はどうなるのかというところを確認することに残りの時間を使いたいと思います。昨年から、モデルということで3地区にGPSシステムが配備されました。そして、試行運用ということで初年度を経たわけです。その検証結果がどうだったのかということをお伺いします。成果、そして課題についても併せてお答えください。

○時田土木部雪対策課長 GPSシステムの試行の成果としましては、除雪車両の移動軌跡から、除雪の出動結果や作業状況を把握することができたほか、昨シーズンのざくざく路面对応の際には、作業の進捗状況をリアルタイムで把握することにより、作業指示や作業終了箇所の速やかな確認ができており、その効果を発揮したものと認識しております。

次に、課題としましては、日報や月報の自動作成において、作業実績から数量を算出するところまでは十分になされておりますが、作業開始時の作業区分の設定や、作業途中での設定の切替えなど、端末操作のミスにより月報に反映されないケースがあり、今後、システムの使いやすさの向上や、操作研修の強化など、検証が必要と考えております。

○上村委員 こちらは、除雪情報の市民公開用サイトも今後構築をして公開をする、そして、情報提供に役立てるということが予定されておりました。その目途がいつになっているのかということをお伺いして確認しておきたいと思っております。本来であれば、少しでも早く、そうした情報公開が可能になることが望ましいと思うのですが、昨年はモデル地区ということもあって、検証に一定の期間を要するだろうということもお答えになっておりました。そうしたことも含めて、初年度を終えて、この市民公開用サイトの構築と公開がいつを目途にスケジュールされているのか、そこに向けて、新年度は進んでいるのかということをお答えいただきたいと思います。

○時田土木部雪対策課長 市民公開用サイトにつきましては、実際に除雪車が作業した軌跡の精度を確認しながら、表示する内容や表現の方法について、他都市の手法を参考にしながら作業を進め、誤った情報とならないよう検討に時間を要しましたが、今年の3月にシステムの構築を終えております。市民への公開に当たりましては、全地区で本格導入した際に、全市一斉公開を予定しておりましたが、現在の3地区のみでの公開も考えております。公開の時期につきましては、システムが3月に入ってから完成したため、様々な気象状況での除雪車両の出動に対する十分な検証ができなかったことから、令和3年度シーズンも一定期間検証を行った上で、令和4年1月上旬までには市民公開ができるよう準備を進めてまいります。

○上村委員 令和4年1月上旬までに市民公開ということですので、ついに、このGPSシステムによる除雪情報の提供まで、次の冬で見えるようになっていくということが期待される場所です。この質疑の最後にしようと思っておりますけれども、今回、雪対策基本計画の中間見直しということの中で、何点か方向性をお示しいただくような報告をいただいたというふうに思っています。また同時に、地区統合の拡大やGPSシステムの情報公開など、今後の取組に期待される場所もあります。改めて、雪対策の強化のために、市として、今回の中間見直しをもってどのように体制を整えていくのか、充実化させていくのか、その考えでいるのかという点で、お答えをいただきたいと思います。

す。例えば、パートナーシップ除排雪の導入、あるいはパトロールを強化していくということも報告の中で添えられておりましたけれども、そうしたことを含めて、どのような除排雪体制に変わっていくのかということの今後の展望を最後にお答えいただきたいと思います。

○幾原土木部雪対策担当部長 雪対策基本計画の中間見直しに当たりまして、重点的に検討すべき取組につきまして、地区統合の拡大や圧雪路面管理の見直しなど、11項目について、今後の方向性を雪対策審議会でご審議いただいたところでございますが、主な取組の課題（8）の地域除雪活動の実施団体数が低迷していることへの対応につきましては、審議会の委員さんから、札幌市が実施しているパートナーシップ排雪についての発言もございましたが、パートナーシップ排雪のように新たに地域負担が発生することに、すぐに市民の理解を得ることは難しいため、現行制度の見直しや拡充を行いながら、パートナーシップの視点で新たな制度の導入も検討していくといった方向性が示されたところでございます。

次に、主な取組の課題（9）の悪質な除雪マナー違反者への対応につきましては、道路への雪出しが違法行為に当たることが広く市民の皆さんに認識されていない状況もありますことから、パトロール等の強化を検討していくとともに、条例化については、雪対策基本計画の中間見直しを進めながら継続的に審議を行い、計画の改定に一定のめどが立った段階で具体的に審議するといった方向性が示されたところでございます。

これら（8）と（9）の取組につきましては、市民、企業、行政の3者の関わりが非常に強く、これまでも地区除雪連絡協議会などと連携しまして、市民協働による地域除雪活動を推進してまいりましたが、改めて、市民、企業、行政がそれぞれの役割分担を明確にした上で、除排雪に関わる現状と課題について認識を共有し、連携を図りながら持続可能な除雪体制の構築を進めてまいりたいと考えております。

○まじま委員長 他に、報告に関わっての御発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○まじま委員長 それでは、ここまでの報告に関わって出席していただいている理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、水道料金・下水道使用料の改定案に対する意見等の募集について、水道料金・下水道使用料の減免制度見直しの考え方（案）に対する意見等の募集について、報告をお願いいたします。

○菅野上下水道部長 水道料金・下水道使用料の改定案及び水道料金・下水道使用料の減免制度見直しの考え方（案）の2件に対する意見の募集につきまして、一括して御報告を申し上げます。

初めに、水道料金・下水道使用料の改定案についてでございますが、お手元の「水道料金・下水道使用料の改定案」に対する意見等の募集についての2枚目の概要版を御覧ください。

人口減少などにより収益が減少している状況にありましても、老朽化した施設等を計画的に更新していかなければなりません。特に、水道事業では、令和4年度以降、事業運営に必要な資金が不足する見込みでございまして、将来にわたり安定的に水道を供給するため、平均改定率14.90%で水道料金を値上げする案をまとめたところでございます。料金体系につきましては、現行の課題を踏まえまして、1か月当たり8立方メートル使用分まで定額としている基本水量制は、基本水量に満たない世帯が増加している現状から、使用水量に応じた料金体系に変更いたします。また、設置するメーターの口径に応じた基本料金とし、家事用以外で、使用水量が多いほど料金単価が高

くなる逡増制は、料金改定率を抑えることで緩和をしたいと考えてございます。

次に、下水道使用料につきましては、値上げのための見直しは行わないこととしておりますが、料金体系を整理することで、月額10円程度の負担が増える場合がございます。

以上の結果でございますが、例えば4人世帯のモデルでは、1か月の使用水量20立方メートルで、水道料金は現行2千736円に対しまして、改定後は3千180円で444円の増加、下水道使用料は、現行2千968円に対し、改定後は2千978円で10円の増加で、合わせますと454円の増加となります。なお、水道、下水道ともに、改定後の料金は、令和4年6月検針分から適用していきたいと考えてございます。

次に、水道料金・下水道使用料の減免制度見直しの考え方（案）でございますけども、お手元の「水道料金・下水道使用料の減免制度見直しの考え方（案）」に対する意見等の募集についての2枚目、概要版を御覧ください。

減免制度は、水道、下水道の普及時期におけます大幅な料金値上げ時の影響を緩和するため、福祉政策として開始し、一般会計からの繰入金により減額分を補填しておりますが、平成27年度の行政評価などを踏まえ、昨年からは、福祉、財政などの部局と福祉政策としての在り方を検討し、現時点での見直しの考え方をまとめたものでございます。令和4年度料金改定時におきましては、社会福祉施設、公衆浴場につきましては現行制度を維持、生活保護世帯につきましては、生活保護費の算定に光熱水費が含まれていることから、制度の重複を解消するため廃止、独居高齢者世帯につきましては、基本水量制の廃止により制度導入理由が解消されることから廃止、他の制度につきましては、令和5年度からの適用に向けて検討を継続してまいります。

ただいま御説明いたしました2つの案につきましては、広く市民の皆様から御意見をいただくため、6月25日から来月、7月30日までの約1か月の期間で意見提出手続を実施するほか、6月28日からは、市民説明会を市内16か所で開催いたします。ここで寄せられた御意見や、意見交換を通じて関係団体からいただいた御意見、上下水道審議会の答申等を踏まえながら、最終案を取りまとめてまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○まじま委員長 ただいまの報告に関わって、御発言ございますか。

（「なし」の声あり）

○まじま委員長 それでは、ここまでの報告に関わって出席していただいている理事者の皆さんにつきましては、退席していただいて結構です。

続いて、市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、理事者から報告をいただきます。

○木村市立旭川病院事務局長 市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、配付させていただきました資料、3ページものになりますけれども、こちらに基づき御報告を申し上げます。

新年度に入りまして、4月以降、市内では連日2桁の感染者が発生しておりまして、当院は感染症指定医療機関として、増加する入院患者及び発熱患者への対応を最優先に、引き続き診療に当たっているところでございます。

まず、資料1ページの1、感染症病床の増床についてでございます。当院では、昨年11月11

日から、6階西病棟を新型コロナウイルス感染症病棟とし、35床を稼働してきたところでございますが、本年4月からの感染者の増加に伴い、5月以降の当院の病床稼働率は80%程度の高稼働で推移しておりますほか、当院に入院中の中等症の患者さんが重症化する、そういった症例も発生しております。こうした状況に対応するため、6月1日から2病棟目の新型コロナウイルス感染症病棟として、4階西病棟に35床を確保し、そのうち2床を重症者病床として新設をしたところでございます。ただし、資料のほうには記載はありませんけれども、病棟のスタッフが限られますことから、重症者病床が稼働している場合には15床程度の稼働とし、重症者が見込まれない場合には30床程度を稼働するなど、臨機応変に対応していく予定でございます。この病床の増床に当たりましては、院内で看護師を確保する必要がありますことから、一般病棟として稼働しておりました4階西病棟及び7階東病棟の2病棟を同時に休止したところでございます。

続きまして、資料の2になります。感染症病棟の稼働状況についてでございます。5月までの延べ入院患者数は、疑い患者も含めて3千949人となっております。また、1日当たりの月平均稼働病床数につきましては、下の表1にありますとおり、昨年11月から12月に急増いたしまして、それ以降は減少傾向にありましたけれども、4月以降はクラスターの頻発、経路不明感染者や変異株感染者の増加によりまして、5月の1日平均患者数は26人となり、昨年2月以降で最多の稼働状況となっております。なお、資料のほうには記載はありませんけれども、本日、今朝の段階での入院患者数は2病棟で33人ということになっております。

続きまして、資料を1枚めくっていただきまして、2ページ目、3、発熱外来の受診患者数についてでございます。発熱外来につきましては、昨年10月から引き続き、休床中の6階東病棟で診察を行っておりまして、5月末現在の患者数につきましては2千334人となっております。また、1日当たりの月平均患者数につきましては、下の表2にお示ししておりますように、先ほど御説明いたしました感染症病棟と同様に、11月以降、本年3月までは減少傾向で推移しておりましたけれども、4月以降は増加に転じ、5月の1日平均患者数は15.7人と、こちらも発熱外来開始以降で最多の患者数ということになっております。

続きまして、中ほどの4、病院全体の患者数についてでございます。まず(1)、入院患者数につきましては、次のページのグラフと一緒に御覧いただければと思いますけれども、表3にお示ししておりますように、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、令和2年度の患者数は令和元年度と比較して大きく減少する状況となりましたけれども、令和3年度に入り、4月、5月につきましても、一般病棟の入院患者数減少によりまして、入院患者全体は減少傾向となっております。今後につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、6月から感染症病床を増床するために一般病棟2病棟を休止しておりますことから、さらに減少していくものと見込んでおります。

また、(2)外来患者数につきましては、同じく3ページの表4になります。こちらにお示ししておりますように、令和3年度の患者数は令和2年度よりも増加をしておりますけれども、これは令和2年の3月から6月の期間が市内における新型コロナウイルス発生の初期段階、最初の緊急事態宣言が発せられた時期ということで、相当な受診控えがあったためというふうに捉えておられて、いわば昨年が非常に低かったということになりますので、昨年と比べると増えているように見えますけれども、現状でもコロナ発生前の令和元年度の水準には至っていないというところでございます。

今後につきましては、感染症病床の増床などに対応するため、症状が軽度の方に当院の外来受診をお控えいただくお願いを改めてしておりますことから、今後も減少傾向で推移していくものと見込んでいるところでございます。

この件に関しての報告は以上でございます。

○まじま委員長 ただいまの報告に御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 続いて、市立旭川病院における個人情報に係る電子メールの誤送信について、議題といたします。理事者から報告をお願いします。

○木村市立旭川病院事務局長 それでは、市立旭川病院における個人情報に関わります電子メールの誤送信につきまして、こちらも配付させていただきました資料、A4、1枚になりますが、こちらに基づき御報告を申し上げます。

資料を御覧いただきたいと思えます。まず、1、事案の概要になりますが、当院事務職員が電子メールの送信先アドレス、送信先のドメインはGメールになりますけれども、これを誤り、意図しない相手1名に個人情報を含むデータファイルを送信したものでございます。個人情報の内容につきましては、次の2に記載しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症により、昨年2月から9月までに入院された患者様21名分の氏名、生年月日、年齢、入院日、血液検査結果値などありますが、住所や電話番号など個人が特定できるものは含んでおりませんでした。

次に、3の経緯になりますが、5月10日に誤送信が発生し、翌11日に判明いたしまして、13日には誤送信の相手方に再度メールを送りまして、当該メールが誤送信であること、また、添付ファイルの削除を依頼したところでございますが、現在までのところ相手方からの応答はないという状況でございます。

また、患者様への対応につきましては4に記載しておりますとおり、事案の内容について、訪問や電話などにより直接説明、謝罪し、さらに文書の送付を行ったところでございますが、現時点におきましては被害の報告は確認をされておられません。

最後に、5の再発防止策についてでございますが、関係職員をはじめ、当院の全職員に対し、個人情報を取り扱う際のリスクの認識を徹底するとともに、機密性の高い情報をメール送信する場合の作業手順の見直し、また、添付ファイルへのパスワード設定など、必要な措置を講ずることについて、周知徹底を図っているところでございます。関係者の皆様におかれましては、心より深くおわびを申し上げますとともに、このような事態を招いたことを深く反省し、再発防止に取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

○まじま委員長 ただいまの報告に関わって、御発言ございますでしょうか。

○金谷委員 何点か質疑をさせていただきます。

今の報告では、個人を特定できる情報は含まれていないと、そのようなことをおっしゃっていましたが、氏名と生年月日というところを考えたときに、これが個人を特定できる情報ではないという認識はちょっとどうなのかなと思うんですね。それで、なぜ、提供されたデータに氏名までが入っていたのか、また、今のところ被害がないということなんですけれども、今後考えられる被害というのはどういった想定なのか、伺いたいと思えます。

○江洲市立旭川病院事務局医事課長 提供情報に氏名が必要であったかということについてでございますけれども、医師から依頼のございました症例データの取りまとめにつきましては、依頼内容といたしましては、性別、生年月日、入退院日、血液検査結果値などがございます、氏名と入院病名の指定はございませんでした。しかしながら、依頼を受けた職員が、データ内容を確認する上で氏名等が必要ではないかと考え、それらを含めたデータを作成したものでございます。

○金谷委員 このデータの情報を提供した目的、また、研究の内容について伺いたいと思います。

○江洲市立旭川病院事務局医事課長 今回、情報提供を行いました研究につきましては、新型コロナウイルス感染症の病態理解と治療法検討のための他施設共同研究といたしまして、日本医科大学武蔵小杉病院、田上隆氏が研究責任者となりまして、また、共同研究機関としては、市立旭川病院、札幌医科大学附属病院、北海道大学病院など、当院を含めまして69の施設が参加、協力をしているところでございます。本研究におきましては、全国の多くの病院の協力を得まして、新型コロナウイルス感染症の症例に関わるデータベースを構築し、未解明の研究課題を解決することがその目的として掲げられているところでございます。

○金谷委員 今回、流出したと思われる個人情報を含むデータは、研究目的であるということですが、自分の情報がこのように使われるということについて、その当事者の患者様はどのように知ることができるんですか。

○江洲市立旭川病院事務局医事課長 患者様のデータが研究目的で使用されていることをどのように知ることができるかにつきましては、当院の医師が行います臨床研究に関しましては、厚生労働省が示します人を対象とする医学系研究に関する倫理指針、また、当院の倫理規程に基づきまして、市立旭川病院倫理委員会の承認を得て実施しているところでございます。当院におきましては、ホームページに研究情報を公開する専用のサイトを設けておりまして、研究課題の名称のほか、研究の意義、目的、研究対象者などを公表しているところでございます。

○金谷委員 その部分については果たしてそれだけでいいのかということはあると思いますが、自分の情報についての利活用を拒否したいと考えた場合、どのようにそのことについて希望がないことを申し出るのか、どんな段取りでといたしますか、手続で、それができるのか伺いたいと思います。

○江洲市立旭川病院事務局医事課長 データの活用を拒否したい場合の方法についてでございますけれども、通常、臨床研究を行う際におきましては、患者様に同意を得ることが基本となりますけれども、患者様への侵襲や介入がないもの、また診療情報のみを用いた研究につきましては、国の指針に基づきまして、直接同意をいただく代わりに、研究の実施について情報を公開し、拒否の機会を保障することが必要とされております。これは、オプトアウトと言われるものでございまして、具体的には、対象となります患者様への文書の送付、ホームページへの掲載、書面の掲示などが指針の中で示されているところでございます。当院におきましては、研究情報に関わる情報についてはホームページで公表を行っているところでございますけれども、あわせて、研究への協力を希望されない場合の連絡先についてもお示ししているところでございます。電話や電子メール、直接の申出等を想定しているところでございます。

○金谷委員 市立旭川病院において、研究目的とはいえ、患者様の情報がこのようにやり取りをされていたという事実を、今回の重大なこの過失の案件において、偶然にも私たちは知ることとなりましたけれども、現場として、あまりにも慎重さに欠けていたのではないかとと思うんですね。研究

に携わる医師、それからデータを実際に取り扱った職員を含めて、あまりにも軽率というふうと考えられます。

国の指針では、今御説明いただいたオプトアウトということですが、ガイドラインに沿って考えても状況が不十分ではないかと思えます。といいますのは、当事者の患者様たちが、自分の情報が使われるということについて容易に知り得る状態に置く必要があったということなんですね。しかし、実際、対象者は容易に知り得たというふうには考えられないんです、ホームページに公表しているというだけですのでね。それも、新型コロナウイルス感染症の病態理解と治療法検討のための他施設共同研究、この一行が載っているだけと。市立旭川病院の倫理委員会でこれを認めたというところがあって、そこからさらにホームページ上に入っていくと、内容について、今、るるお示しいただきましたような今回の共同研究の目的、概要などに入っていくことはできますけれども、果たして自分の情報がここで使われるのかどうかということは、到底知り得ないと、普通の状況では思うわけですね。患者様の年齢層を考えても、そのようにホームページのみで、しかも、この研究に必ずしも使われているということはなかなか分かるのは難しいという状況だなということなんですよ。

それで、ここについては、今後、見直しをしていただきたいと思います。かなりの数の研究を市立旭川病院でもノミネートしているということで、倫理委員会のホームページ上の発表も30を超える各科の研究対象に対して発表しているわけですが、この研究対象者、つまり自分のデータが使われるであろう方々がいらっしゃる場所で、必ず容易に知り得る状態に置くということを考えると、そういう方々が確認できる場所への書面の掲示、お一人お一人に対して文書の送付、パンフレットの送付、配付までをやれということは難しいのかなとは思いますが、しかしガイドラインでは、そういったことを含めて、その中でホームページの掲載は確かにありますけれども、これだけでは不十分だと思いますので、これについて、今後の考え方をお聞きしたいと思います。

○江渚市立旭川病院事務局医事課長 拒否の機会を保障するための公表の方法についてでございますけれども、当院の医師が行います臨床研究に関しましては、当院の倫理委員会の承認を得て実施しているところでございますけれども、同委員会におきましては、患者様が研究の内容について理解を深めていただくことができますよう、極力専門用語を使わずに公表するなど、分かりやすい情報提供に努めているところでございます。御質問の公表の方法につきましては、指針に沿った適切なものと考えておりますけれども、御指摘を踏まえまして、より効果的な方法、また手段で行うことができますよう、種々検討、実践してまいりたいと考えております。

○金谷委員 再発防止策をお示しいただきましたけれども、これに対しても不十分ではないかというふうに考えます。誰しも間違いを起こすということはあると思います。また、完璧を目指していてもできないときもあるということになると、そういったことを見据えて、再発防止を考えていただきたいと思います。今回は、流出させた職員、個人の問題ではないというふうに見えるんですね。つまり、組織、セキュリティー対策の仕組み、それが非常に甘かったというふうに思います。今回のセキュリティー対策の仕組みの考え方、啓蒙とかそういったことではないと思うんですよ。どのような状況であっても、なかなかそういったことに至らないという方法をつくらないといけないというふうに思いますので、再発防止について伺いたいのと、今回のこの過失に対する認識と受け止めを確認したいと思います。

○江洲市立旭川病院事務局医事課長 再発防止に向けた取組についてでございますけれども、今回の件を受けまして、職員に対しましては、本市、また他都市で起こった同様の事例を共有することによりまして、個人情報を取り扱う際のリスクの認識を徹底すること、またあわせて、機密性の高い情報をメール送信する場合の作業手順の見直し、添付ファイルへのパスワードの設定など、必要な措置を講じることについて、周知を図ってまいりたいと考えております。また、その実施に当たりましては、職員向けの研修の機会を設けたり、あるいは院内ネットワークを活用して定期的に啓発を行うなど、再発防止に向けて取組を進めてまいります。

○木村市立旭川病院事務局長 今回、当院でこのような事態を招いてしまったことにつきましては、患者様やその御家族の皆様にも多大なる御迷惑と御心配をおかけしたところでありまして、改めて、関係者の皆様に深くお詫びを申し上げる次第でございます。

先ほど来、金谷委員さんから御指摘、あるいは御質問いただきまして、課長からも答弁させていただきましたが、今回の事案につきましては、機密性の高い個人情報についての取扱いがルールにのっとっていなかったということが主たる原因ではありますけれども、一方で、個人情報に対する認識、あるいはその意識の不足という点が根底にあったものというふうに捉えておりました。事務処理に関わります基本的な事項であるということを考え合わせますと、一定の注意があれば起きることもなかった案件ではないかというふうに考えております。そういった意味で、私といたしましても、組織としての責任というものを痛感しておりますし、深く反省をしているところでございます。

当院については、患者様の情報など、多くの個人情報を保管、管理しております。こうしたことも踏まえまして、今回の事案に関わりましては、特に注意をしなければならない、そういった点について、まずは全ての職員に対し、文書での通知というものを行ったところでありますけれども、当院において再びこういった同様の事案が発生することのないよう、今後、研修など様々な機会を通じまして、全職員に個人情報保護の意識の向上、それから個人情報を取り扱う際のルールの徹底について、最大限取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、もう一つ御指摘がありました倫理委員会の件ですけれども、こちらにつきましては、実は私も委員として参加をさせていただいておまして、委員会の中で、実際に研究症例の説明文書の具体的な文案に対しても、例えばもっとこういった分かりやすい表現をしたほうがいいんじゃないかですとか、あるいはこういった記載を入れたほうがいいんじゃないかですとか、そういった具体的な議論もなされているところでございます。先ほど御指摘がありましたホームページへの掲載そのものにつきましては指針に基づくものということで、それ自体は妥当なものという認識はありますけれども、ただやはり当院のホームページ、トップページから先ほど言いましたところまでたどり着くのに、クリックを何度かしなきゃならないという状況があったりですとか、あるいはそこにそういったものが載っているということをより患者さんに周知するというのも、そういった改善の余地というのはまだまだあるものと考えておりますので、先ほどの御指摘も踏まえまして、私どもとしても可能な限り広く患者さんに伝えられるよう、その周知の手法についてまた考えていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今回このような事態を起こしてしまいまして、大変申し訳ございませんでした。

○金谷委員 最後にちょっと指摘だけしたいと思います。

今回、この21名の市民、市民じゃない方もいらっしゃるかもしれませんが、大変驚かれたと思うんですね。というのは、自分の情報が使われているであろうということを知り得ない、分からない状況の中で、氏名を含めて流出したということが知らされたということです。これが市立旭川病院ではなく、例えば医大であったら、研究目的の大学病院であるがゆえに、情報については使われることがあり得るということを常に壁に表示しているんですね。そういったところに通っていらっしゃる患者様と市立旭川病院にいらっしゃる方は全く違うということで、その辺の認識も少し乖離しているんじゃないのかなと思うんですね。あくまでも市立旭川病院というのは市中病院で、市民を対象にした研究施設ではありませんので、そういったところについて、やはりもう少しちょっと丁寧に、個人情報扱い、またそういった方々の情報が使われるということについて、きちっとお知らせをしていく姿勢というものが重要だと思うんですね。答弁では間違っていなかったと、そこについてはおっしゃいましたけれども、やはり不十分だというふうに思いますので、今、るる反省の弁もいただきましたので、私からは以上で終わろうと思いますけれども、今後、こういった点がないようにしっかりと考えていっていただきたい、ぜひ、細かいところまで見直しをしていただきたいということを申し上げて終わりたいと思います。

○まじま委員長 他に御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○まじま委員長 なければ、以上をもって本日の常任委員会を散会としたいと思います。

散会 午前11時23分